

議 案 第 6 9 号

摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月8日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、本市においても実情に即した適正な支出を確保するため、本条例を制定するものである。

摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例

摂津市職員旅費条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「在勤場所」を「勤務場所（任命権者が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所）」に改め、同条第3号中「から在勤場所」を「から勤務場所」に、「旧在勤場所」を「旧勤務場所」に、「新在勤場所」を「新勤務場所」に改め、同条第4号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第3条第4項中「要請」を「依頼」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項並びに第6条に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条から第7条までを次のように改める。

（旅費の計算）

第4条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目及び内容)

第5条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（以下この条において「交通費」という。）、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費並びに家族移転費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用の合計額とする。
- 3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用の合計額とする。
- 4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用の合計額とする。
- 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外の規則で定める交通手段を利用する移動に要する費用とし、その額は、規則で定める額の合計額とする。
- 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める額（次項において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る規則で定める特別の事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
- 7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。
- 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、旅行者が旅行中自宅（住所、居所その他これらに準ずる場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 1夜当たり2,400円
 - (2) 第6項又は前項の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に、朝食又は夕

食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円

(3) 第6項又は前項の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第11項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年（任命権者が、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると認める場合には、任命権者が認める期間）以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第6条 旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令若しくは旅行依頼を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第7条 旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の天災又は交通事故その他その者の責めに帰することができない事情により、旅費額の全部又は一部を喪失した場合においては、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第8条から第15条までを削る。

第16条を次のように改め、同条を第8条とする。

(退職者等の旅費)

第8条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費(退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。)とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に相当する者として退職等の日にいた地から旧勤務場所に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に相当する者として退職等の日にいた地から新勤務場所に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第17条第1項各号を次のように改め、同条を第9条とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

第18条を削る。

第19条中「の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第3章の規定」を「における旅費の種目及び内容は、第5条から前条まで及び第14条の規定にかかわらず、国家公務員の例」に改め、同条を第10条とする。

第20条ただし書を削り、同条を第11条とする。

第21条を次のように改め、同条を第12条とする。

(旅費の調整)

第12条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行

における特別の事情により又は旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第12条の次に次の3条を加える。

(旅費の返納)

第13条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項の規定による返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第14条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第5条第2項から第5項までに規定する各費用について、第4条及び当該各項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第4条並びに第5条第6項、第7項及び第9項から第11項までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の特例)

第15条 この条例に定めるもののほか、旅費の種目、支給額及び支給方法に関し特に必要な事由が生じたときは、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。

第22条を第16条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の摂津市職員旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。